

名古屋東 労働基準広報

No.701

2023年10月号

令和5年10月1日発行(毎月一日一回発行)
通巻701号

未来を創る力

力を動きに、動きを力へと変える「ばね」
「動く」「大器に」「細やかに」「ばね」は、その動きの中に無限の可能性を秘めています。
わたしたち「ばねの東郷」は「ばね」のうちに秘められた力を信じ、常に時代の一步先を見つめた製品で、豊かな社会を築きます。



常に時代の一步先を見つめた製品で
豊かな社会を築きます

ばねの東郷



株式会社 東郷製作所

本社・工場 〒470-0162愛知県東郷町大字春木字蛭池1番地
電話(0561)38-1111(大代表)
営業所 大阪・広島・関東
ISO14001認証取得
ISO/TS16949認証取得
<http://www.togoh.co.jp>

出張講習致します

御社へ出張して各種講習いたします。お問合せ等お待ちしております。

<最近の出張講習実績>

- ・安全管理者選任時研修
- ・安全衛生推進者養成講習
- ・雇入れ時(新入社員等)安全衛生教育
- ・自由研削といし特別教育
- ・酸素欠乏等危険作業特別教育
- ・粉じん作業特別教育
- ・石綿使用解体業務特別教育

他



上記以外もぜひご相談ください。

名古屋東労働基準協会

Tel 052-882-3909

Fax 052-883-3586

E-Mail kyokai@meito-roukyo.jp

名古屋東労働基準広報 毎月1回 1日発行 年間購読料 3,000円
発行所 〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 名古屋東労働基準協会
電話 052-882-3909 FAX 052-883-3586
(印刷所: 株鈴活印刷 名古屋市熱田区一番三丁目1-7)



松島 撮影 古東十郎

目次 CONTENTS

| | | | |
|---------------------------|---|---------------------|----|
| 各種講習会のご案内 | 1 | 令和5年全国労働衛生週間説明会を開催 | 8 |
| 名東署管内災害発生状況 | 4 | はい、こちらは企業の労働110番です | 9 |
| 愛知県死亡災害速報 | 4 | 「労働相談で特に多い | |
| 愛知労働局管内死亡災害発生状況 | 5 | 10の労働トラブル防止セミナー」開催 | 10 |
| 監督署長のつぶやき | 6 | 「高齢者就労支援月間」イベントのご案内 | 11 |
| 愛知県の最低賃金は令和5年10月1日から41円up | 7 | もっと自分らしい働き方休み方 | 12 |



健康診断

- 一般定期健康診断 …… 労働安全衛生法第66条による検査
- じん肺健康診断 …… じん肺法第8条の規定による検査
- 有機溶剤健康診断 …… 有機溶剤中毒予防規則第29条の規定による検査
- 特殊健康診断 …… 鉛・水銀・クローム・赤外線・電離放射線等の作業に従事する方の検査

- 血液検査 …… 免疫学的及び生化学的・血液検査全般
- 消化器検診 ○ 心電図検診 ○ 各種機能検査

一般財団法人 平林移動集団検診所

検診事務所 名古屋市昭和区小桜町2-29-2 寿ビル2階
TEL.741-4012 FAX.733-0869

忙しい朝にも、
かんたん・べんり・おいしい

フジパン



定期健康診断・人間ドック・脳ドック・婦人科検診・出張健康診断・特殊健康診断・老人保健医療福祉サービス

医療法人 名翔会

名古屋セントラルクリニック

名古屋市南区千竜通
7丁目16番1

TEL (052) 821-0010

検診車

胸部検診車、胃部検診車、
乳がん(マンモグラフィ搭載)検診車、
子宮がん検診車、多目的(心電図・超音波検査)検診車



MRI 超伝導1.5T
脳ドック、物忘れドック、簡易脊椎ドック



医療法人 松柏会

大名古屋ビルセントラルクリニック

名古屋市中村区名駅
3丁目28番12号

大名古屋ビルディング9階

TEL (052) 587-0311



国際セントラルクリニック

名古屋市中村区那古野
1丁目47番1号

国際センタービル10階

TEL (052) 561-0633



和合セントラルクリニック

愛知県東郷町大字春木
字白土1-1884

TEL (052) 805-8000



老人保健施設 和合の里

愛知県東郷町大字春木
字白土1-395

TEL (052) 807-1500



関連施設 (老人保健施設 和合の里 指定居宅介護支援事業所・グループホーム和合の家)



全国労働衛生団体連合会 会員機関・協会けんぽ指定医療機関
日本総合健診医学会 優良健診施設・日本病院会 優良自動化健診施設
医療法人 名翔会・医療法人 松柏会

セントラルクリニックグループ

法人本部 名古屋市南城区下町3丁目14番地

TEL (052) 821-0090 (大代表) FAX (052) 824-0655

<http://www.central-cl.or.jp> / E-mail: shougai@central-cl.or.jp



ISOQAR
REGISTERED
Cert No. 11100
ISO 27001

明るい職場は まず健康診断から

◎労働安全衛生法による 健康診断 (巡回)

☆定期健診・特殊健診 (じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等)

◎生活習慣病健康診断 (巡回)

☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波 (エコー) 検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等

◎作業環境測定

☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等

◎人間ドック

☆東海診療所 (名古屋市中村区名駅南 名古屋三井ビルディング新館3F)
TEL 052-582-0751 FAX 052-582-6968

お申込みは、書面 (またはハガキ) 並びに電話 (またはファックス) のいずれでも、
ご連絡をお願い申し上げます。

名古屋東労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登載 (1-13-03) ・作業環境測定機関等名簿登載 (23-44)

一般財団法人

全日本労働福祉協会 東海支部

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1

TEL 052-602-4747

FAX 052-602-6821

各種講習会のご案内

名古屋東労働基準協会 主催・受付

☆お問合せ・申込は名古屋東労働基準協会へ(052-882-3909)

☆最新情報はホームページをご確認ください

※枠内数字は開催日、記号等は次ページ下部注参照
受講料の単位(円)税込み

◆技能講習

| 事業名 | 月別 | | | | | | | 受講料 上:会 員 下:非会員 |
|--------------------------|------------------|-------|------------------|--------|------------------|--------|------------------|-----------------------|
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 | 18.19.20市 23市 | | 13.14.15市 18市 | | 21.22.26市 27市 | | 16,880 17,380 | |
| 有機溶剤作業主任者 | 5.6市 | 9.10市 | | 11.12市 | 6.7市 | 18.19市 | 12,480 12,980 | |
| 特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者 | 24.25市 | | 11.12市 | | | 11.12市 | 12,480 12,980 | |

◆登録講習

| 事業名 | 月別 | | | | | | | 受講料 上:会 員 下:非会員 |
|----------------------|--------|-----|------|--------|--------|----|------------------|-----------------------|
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 安全衛生推進者養成講習 | 12.13市 | | 7.8市 | | 15.16市 | | 14,850 | |
| 衛生推進者養成講習 | | | | | | 4 | 9,570 | |
| 一般建築物石綿含有建材 調査者講習 | 4.5東 | | | 30.31東 | | | 40,000 45,280 | |

◆安全衛生法定教育

| 事業名 | 月別 | | | | | | | 受講料 上:会 員 下:非会員 |
|---------------------------|---------|--------|--------|-------|--------|--------|------------------|-----------------------|
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 化学物質管理者講習 (1日コース) | | 10市 | | 19市 | | 1市 | 15,000 17,000 | |
| 保護具着用管理責任者 | 17市 | | 13市 | | 15市 | | 15,000 18,500 | |
| テールゲートリフター 特別教育(学科のみ) | | | 18市 | 22市 | | | 8,800 11,800 | |
| 安全管理者選任時研修 | | 15.16市 | | 17.18 | | 13.14市 | 17,800 19,800 | |
| 職長等監督者教育 (製造業) | | | 19.20市 | | | 7.8市 | 14,700 18,800 | |
| 職長・安全衛生責任者教育 (建設業) | 16.17港 | | | | 19.20港 | | 15,500 19,800 | |
| 新入社員安全衛生教育 | | | | | | | 7,020 8,860 | |
| アーク溶接特別教育 | | | 6.7.8市 | | | | 16,800 19,800 | |
| 低圧電気取扱特別教育 (実技あり1日コース) | | | | | | ● | 8,350 10,490 | |
| 低圧電気取扱特別教育 (実技あり2日コース) | 24.25 N | | | | 6.7N | | 19,800 22,000 | |
| 高圧・特別高圧電気取扱特別教育 (学科のみ) | | 13.14市 | | | | | 14,250 18,330 | |

※枠内数字は開催日、記号等は次ページ下部注参照
受講料の単位(円)税込み

| 事業名 | 月別 | | | | | | | 受講料 上:会 員 下:非会員 |
|--------------------------|---------|-----|-----|--------|--------|-----|------------------|-----------------------|
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 自由研削といし特別教育 | | 15市 | | | | | 9,260 11,610 | |
| プレス作業特別教育 | 17.18 N | | | 23.25N | 19.21N | | 12,120 15,380 | |
| 粉じん作業特別教育 | | 20 | | | 14 | | 7,300 9,200 | |
| 酸素欠乏危険作業特別教育 | | | 4 | | | | 8,400 10,500 | |
| 足場の組立て等特別教育 | 11市 | | | 16市 | | | 7,100 9,000 | |
| フルハーネス型特別教育 | | 29市 | | 15市 | | 15市 | 9,500 11,500 | |
| フォークリフト運転業務従事者 安全衛生教育 | 26 | | | | | | 7,700 9,700 | |
| 丸のこ等取扱作業従事者教育 | | | | | 5市 | | 7,300 8,900 | |
| 振動障害防止のための 安全衛生教育 | 10市 | | | | | | 7,300 8,900 | |
| 職長・安全衛生責任者 能力向上教育 | | | | | | | 8,100 10,100 | |

◆安全衛生教育等

| 事業名 | 月別 | | | | | | | 受講料 上:会 員 下:非会員 |
|----------------------|-----|-----|--------|----|----|----|------------------|-----------------------|
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 衛生管理者受験準備勉強会 (1種) | | | 14.15市 | | | | 17,820 22,000 | |
| 衛生管理者受験準備勉強会 (2種) | | | 14市 | | | | 11,610 14,660 | |

◆無料セミナー・説明会等

| 事業名 | 月別 | | | | | | | 受講料 |
|-------------|-----|-----|-----|----|-----|----|--------------|-----|
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 労務管理研修会 | | | 5市 | | | | 無 料 | |
| 労災保険実務研修会 | | | | | 14市 | | 無 料 | |
| 全国安全週間説明会 | | | | | | | 用品代 2,000 | |
| 全国労働衛生週間説明会 | | | | | | | 用品代 2,000 | |

注-1) 必要に応じて、変更、追加あり。

注-2) 市：名古屋市工業研究所、港：名古屋港湾会館、金：日本特殊陶業市民会館、N：人材育成センター（製鉄公園内）、
東：東別院会館、商：東郷町商工会館
会場の記載無し：名古屋南労働基準協会2階

注-3) ●は開催予定

2023年12月分

※すでに定員満了の講習は未掲載

| 講習会名 | 月 | 学科開催日 | 実技開催日 | 学科会場 | 実技会場 | 会費 | 申込 |
|-----------------------|-------|-------|----------|------------|---------------------------|---------|----|
| フォークリフト運転 (31H) | 12月 | 1 | 3・10・17 | ポーラ名古屋ビル | トヨタL&F小牧 | 32,650円 | |
| | | | 4・5・6 | | NSB東海 (車×) | | |
| | | | 5・6・7 | | トヨタL&F白金 | | |
| | | 4 | 7・8・11 | NSB東海 (車×) | NSB東海 (車×) | | |
| | | | 12・13・14 | | | | |
| | | 14 | 15・18・19 | NSB東海 (車×) | NSB東海 (車×) | | |
| 20・21・22 | | | | | | | |
| ガス溶接技能 | 13 | 16 | 豊和工業 | トヨタグローバル | 13,780円 | | |
| 酸素欠乏・硫化水素 作業主任者 | 20・21 | 24 | 豊和工業 | ポーラ名古屋ビル | 17,910円 | | |
| プレス作業主任者 | 9・10 | | ポーラ名古屋ビル | | 13,340円 | | |
| 乾燥設備作業主任者 | 2・3 | | ポーラ名古屋ビル | | 13,450円 | | |
| 石綿作業主任者 | 15・16 | | ポーラ名古屋ビル | | 13,280円 | | |
| | 25・26 | | | | | | |
| 産業用ロボット特別 | 18・19 | 21 | トヨタグローバル | トヨタグローバル | 会員 34,980円 非会員 40,480円 | | |
| | | 22 | | | | | |
| 石綿使用建築物等解体等 業務特別教育 | 8 | | ポーラ名古屋ビル | | 会員 6,749円 非会員 8,249円 | | |

まずは名古屋東労働基準協会へお電話 (052-882-3909) 下さい。

名古屋東労働基準監督署管内災害発生状況（令和5年発生分）

令和5年8月末日現在

| 業種 | 8月末日現在 | 累計 | 前年同期 | 業種 | 8月末日現在 | 累計 | 前年同期 |
|---------|--------|--------|------|--------|--------|---------|------|
| 製造業 | 10 | (1) 62 | 69 | 建設業 | 5 | 45 | 43 |
| 内 | | | | | | | |
| 食料品 | 3 | 12 | 16 | 運輸交通業 | 4 | 29 | 32 |
| 織維 | | 1 | | 陸上貨物業 | | 4 | 4 |
| 木材・木製品 | | | 2 | 商業 | 12 | 98 | 95 |
| 製紙・印刷 | | 4 | 4 | 金融・広告業 | 4 | 22 | 27 |
| 化学 | | 7 | 2 | 保健衛生業 | 29 | 162 | 70 |
| 窯業・土石製品 | | 1 | | 接客娯楽業 | 5 | 44 | 38 |
| 鉄鋼・非鉄金属 | 1 | (1) 2 | 2 | 清掃業 | 4 | (1) 34 | 17 |
| 金属製品 | 4 | 11 | 19 | その他の事業 | 5 | 57 | 35 |
| 一般機械 | | 5 | 5 | | | | |
| 電気機械 | | 3 | 8 | | | | |
| 輸送用機械 | 1 | 8 | 6 | 合計 | 78 | (2) 557 | 430 |
| その他の製造 | 1 | 8 | 5 | | | | |

(注1) 休業4日以上^の死傷病報告受理件数を表す。
(注2) 死亡者数は()内に外数で表わす。(最新把握件数)

死亡災害速報（8月）

愛知労働局

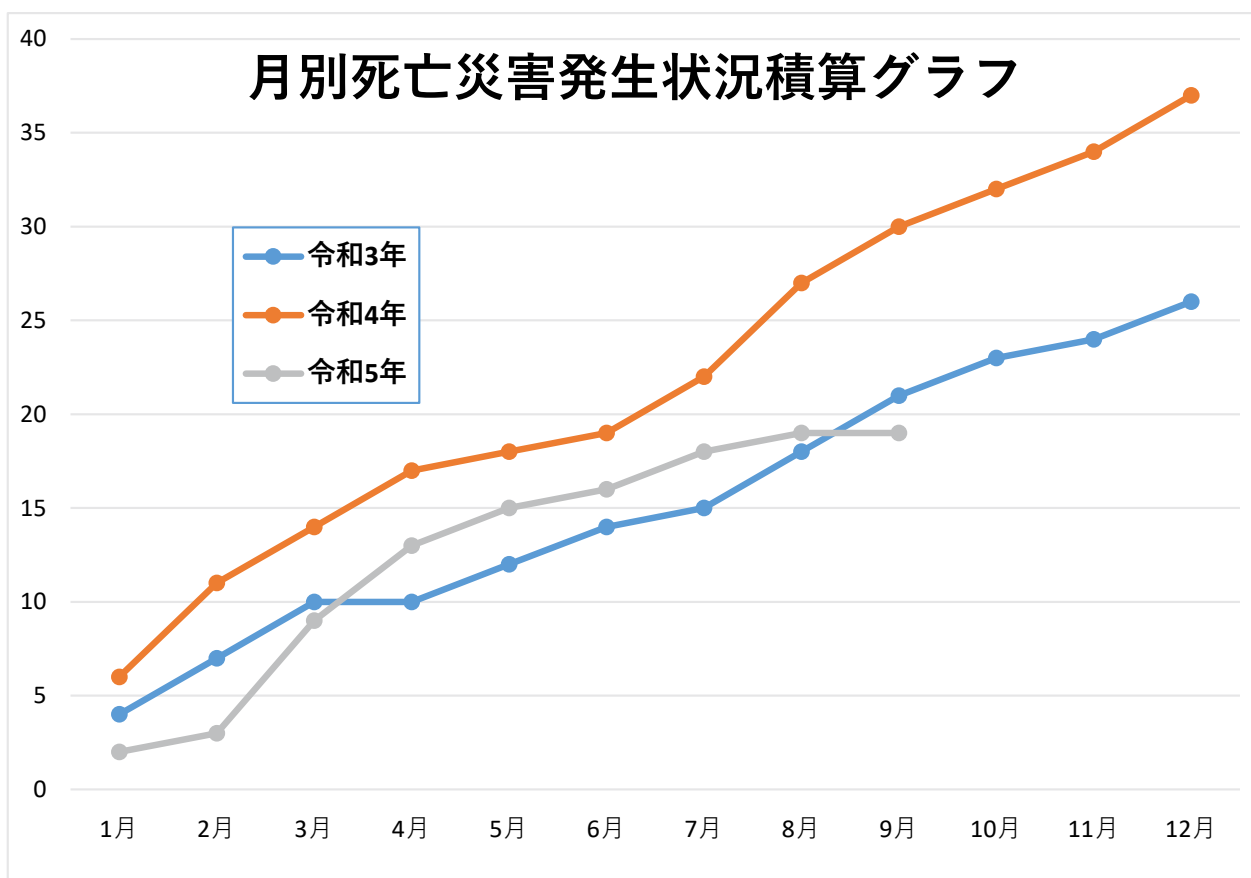
| 発生日時 | 事故の型/起因物 | 災害発生状況・原因 |
|-------------------------------|------------------|--|
| R5. 2023 5.15. 10:05 | 墜落・転落 開口部 | 解体工事現場において、建屋内部に設けられた高さ約7.4メートルの足場上で解体作業を行っていたところ、開口部から墜落した。 |
| 事業場規模 | 9名以下 | 業種 其他の建設業 40代 解体工 経年 |
| R5. 2023 7.24. 22:43 | 交通事故（道路） トラック | 高速道路でトラックを運転している際に、前方を走行していた車両に追突したもの。 |
| 事業場規模 | 50～99名 | 業種 道路貨物運送業 50代 運転手 経年 |
| R5. 2023 8.23. 9:45 | 激突され フォークリフト | 他の労働者が運転するフォークリフトの荷に激突され、同車両に轢かれた。 |
| 事業場規模 | 9名以下 | 業種 清掃・と畜業 60代 作業員 経年 1年 |

愛知労働局管内死亡災害発生状況(令和5年9月5日現在の速報値)

令和5年発生分

※()内は交通事故による死亡者数で内数である。

| 業種 | | 年別 | 令和5年(速報値) | 令和4年同時期(速報値) | 令和4年確定値 |
|---------------------------------|---|----|-----------|--------------|---------|
| 製 内 内 内 内 内 内 | 造 業 | | 5 | 5 (1) | 8 (2) |
| | 食 料 品 製 造 業 | | | 1 | 1 |
| | 化 学 工 業 | | | | |
| | 鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 | | 2 | 1 (1) | 1 (1) |
| | 金 属 製 品 | | 1 | 2 | 2 |
| | 一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用 | | | 1 | 3 |
| | そ の 他 | | 2 | | 1 (1) |
| 建 内 内 内 | 設 業 | | 3 (1) | 8 | 12 |
| | 土 木 工 事 業 | | | 2 | 4 |
| | 建 築 工 事 業 | | 2 (1) | 4 | 6 |
| | そ の 他 | | 1 | 2 | 2 |
| 陸上貨物輸送事業 | | | 4 (1) | 3 | 4 |
| 商 内 内 内 | 業 | | 2 (1) | | 2 (1) |
| | 卸 売 業 | | 1 | | 2 (1) |
| | 小 売 業 | | 1 (1) | | |
| | そ の 他 | | | | |
| 清掃・と畜業 | | | 4 | | |
| 上記以外の事業 | | | 1 (1) | 7 (3) | 11 (4) |
| 合 計 | | | 19 (4) | 23 (4) | 37 (7) |



名古屋東労働基準監督署長

藤原 隆

「化学的物質」

最近ニュースで取り上げられているトリチウムについて考えてみました。

トリチウムは水素の放射性同位体です。同位体とは、同一原子番号をもち中性子数（質量）が異なるもののことです。普通の水素の原子核は陽子が1個だけで中性子はありません。しかし、中には陽子1個と中性子1個の原子核もあり、それを重水素といいます。さらに、陽子1個に中性子2個のものを3重水素といい、これは原子核が不安定なため、放射線を出して別の原子核になろうとします。この不安定な同位体のことを放射性同位体といいます。トリチウムは放射線（ベータ線）のエネルギーが小さく、皮膚の角質層を透過できないので体外からの被ばくはほぼ無視することができ、人体や魚介類等の生物に摂取されても速やかに排出され、蓄積しないとされています。

ところで、放射線や放射性物質の扱いで衝撃的だったのが、映画「インディー・ジョーンズ／クリスタル・スカルの王国」です。主人公が核実験の町から脱出するのですが、核爆発の直前に冷蔵庫の中に避難して、爆風で吹き飛ばされ、冷蔵庫から出た後は、体をブラシで擦って放射性物質を落とすというシーンがありました。SFとはいえあんまりな描写ではないかと思ったのですが、どうやら当時の核に対するアメリカ政府のプロパガンダへの皮肉だったようです。映画の冒頭で「アトミック・カフェ」という看板が映り込むのですが、これはスピルバーグ監督による匂わせです。アトミック・カフェというのは核実験に関するドキュメンタリー映画です。その中で政府が作ったプロパガンダ・フィルムなどが引用されていて、「原爆が落ちたら、机の下に隠れなさい」などのPRがされていたり、兵隊たちが実験直後の爆心地に防護服もなく入っていったりというような内容が盛り込まれていました。そうした当時の認識を皮肉ったのでしょう。危険性や有害性を正しく知れないことは怖いものです。

それはさておき、今年度から新たな化学物質管理が順次始まっています。

化学物質は、「化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律」において、「元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物（放射性物質及び次に掲げる物を除く。）をいう」と定義されています。つまり、元素であり放射性物質であるトリチウムは化学物質には該当しません。ただし、電離放射線障害防止規則の対象物質です。

化学物質と呼ばれるものは数万種類ありますが、労働安全衛生法令で規制対象となっているものは131物質です。では、規制がかけられていない物質は安全なのかというと、そうとは限りません。規制対象外の物質であっても、危険性や有害性の調査・把握に努め、管理の充実を目指していきましょう。

愛知県最低賃金は

厚生労働省
愛知労働局

令和5年10月1日から

41円up

時間額

1,027 円

に改正されます。

支払賃金額を確かめ、最低賃金額を下回ることはないようご注意ください。

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

業務改善助成金

賃金の引き上げを支援します！

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ

設備投資(機械設備、コンサルティング等の導入)など

を行った場合に、その費用の一部を助成します。



お問合せ先：電話0120-366-440【受付時間】平日8:30~17:15(業務改善助成金コールセンター)

令和5年全国労働衛生週間説明会を開催

名古屋東労働基準協会 衛生管理部会

衛生管理部会では、名古屋東労働基準監督署の後援を得て、9月6日（於：JAあいち尾東 東郷町支店）と9月11日（於：名古屋市工業研究所）に全国労働衛生週間説明会を開催しました。なお、9月6日については、東郷町商工会、有松商工会、豊明市商工会、日進市商工会の共同事業として開催しました。

全国労働衛生週間は9月1日から30日の1ヶ月間を準備期間とし、10月1日から7日までを本週間として全国で展開しております。

<説明会の内容>

- ① 開会のご挨拶（9/6 岩元副部長、9/11 有木部長）
- ② 監督署長ご挨拶（名古屋東労働基準監督署 藤原署長）
- ③ 全国労働衛生週間実施要項について
（名古屋東労働基準監督署 安全衛生課 向労働基準監督官）
- ④ 講演「法改正に向けた化学物質管理の実務」
（労働安全衛生コンサルタント 嶋田靖文氏）

また、説明会の最後に公益社団法人愛知労働基準協会 守山専務理事から全国産業安全衛生大会のご案内をいただきました。

説明会開催のご協力いただいた皆様、ご参加いただいた皆様方、ありがとうございました。



藤原署長



向労働基準監督官



嶋田氏



有木部長



岩元副部長



守山専務理事

「はい、こちら企業の労働110番です」。

年次有給休暇の買取

おおにし社会保険労務士事務所 所長・
名北協会ホワイト企業推進室長・医療労務コンサルタント
特定社会保険労務士
大西正高



「はい、こちら企業の労働110番です」。

電話は、有給休暇の取り扱いにお困りの総務担当者様でした。

「当社で10年くらい勤務していた従業員Aが、約1か月後の退職の申出をしてきました。Aはほとんど年休を使っておらず、使っていない年休を買取して欲しいと言ってきました。Aの上司は、退職までの期間で年休の取得を進めましたが、残務整理で年休の取得は出来ないで年休を買取してほしい、との一点張りです。当社としては、年休の買い上げに感じなければならいでしょうか。

また、買上げた場合の税務上の処理はどうなりますか」とのご相談です。

1、年休の買い上げについて

◆年休の買い上げとは

使用者が、労働者に対して金銭を支払うことにより年次有給休暇（以下「年休」）の権利を買い上げ労働者の年休の残日数を減らすことをいいます。

◆原則は労基法39条違反

労基法39条の趣旨は年休の取得により労働者の心身の疲労を回復させ、仕事と生活の調和を実現させることにあります。労働者が現実に所定労働日に休業しなければ意味がありません。金銭支給で年休を買い上げることは年休の趣旨を没却することになり労基法39条違反となります。

◆例外的に認められる場合

ア、法定外年休の買い上げ

法定日数を超えて与えられている有給休暇日数分に関しては、就業規則・労働協約・労使間の合意により適法に行うことができます。

イ、時効消滅した年休の買い上げ

労働者の年休権は2年の消滅時効にかかります。労働者は、時効消滅した年休権を行使出来ないため、労働者の現実の休業が妨げられる場合に該当しません。

ウ、退職により消滅した年休の買い上げ

今回のご相談のケースです。年休は労働契約の存続を前提としており退職し労働契約が終了した場合は労働者の年休権は消滅します。従って、労働者の退職時に退職により消滅する年休を使用者が買い上げる場合は、労働者が年休権を行使して現実に休業することを妨げる場合に該当しません。

◆結論

労働者が使用者に対して未消化の年休を買取るように請求する権利は認められていません。

例外的に認められる場合（アからウ）でも有給休暇を買取る義務は会社にはなく、会社が任意に応じる場合だけです。

労働者が有給休暇の買取を希望する場合は、有給休暇の買取の金額には決まりはないため事前に会社と有給休暇の買取の金額を確認・交渉する必要があります。

2、退職時の年休買い上げと税務処理

◆退職所得（ウ：退職により消滅した年休の買い上げ）

「退職手当等とは、本来退職しなかったとしたらならば支払われなかったもので、退職したことに起因して一時的に支払われることとなった給与をいう。」で、退職に起因する従業員にのみ認められる制度で解雇予告手当等が該当します。

今回の退職時の未消化の年休の買い上げに対し労働者に支払われる金銭に関しては、本来退職しなければ、未消化の年休が買取られるものではなく、退職に起因して一時的に支払われることになった給与であることから、「退職所得」になります。源泉所得税も退職所得に対する課税となります。

◆給与所得（ア：法定外年休の買い上げ、イ：時効消滅した年休の買い上げ）

法定外年休の買い上げ・時効消滅した年休の買い上げの場合は、「本来退職しなければ支払われないもの」ではないので退職所得には該当せず、また退職時に支払われたとしても在職者と同様の基準で支払われるべきものであり「給与所得」となり源泉所得税も給与所得に対する課税となります。

使用者は、労働者からの年休の買い上げの申出に応ずる義務を負いません。

仮に応じた場合、退職時の年休の買い上げの際に支給させる金銭は、「退職所得」となり退職所得での源泉所得税となります。

毎年8月は“労働基準協会労働相談業務周知月間”

「労働相談で特に多い10の労働トラブル防止無料セミナー」開催

愛知県下各労働基準協会主催

愛知県下各労働基準協会では、労働に関する相談に無料で対応する共通の相談センター「企業の労働110番労働相談室」を令和4年度より設置しています。

愛知県下の約1万3千の労働基準協会の会員企業は『何でも、いつでも、どこでも、企業の立場で、労働諸問題を解決まで』アドバイスします。なお、未入会の企業も初回1回、面談に限り無料でご相談が可能です。より多くの会員企業に相談いただきたく、毎年8月を相談業務の周知月間とし、さまざまな周知活動を行いました。

さる8月29日この活動の一環として、特に労働相談で多い事項について解説する『労働相談で特に多い10の労働トラブル防止無料セミナー』を開催しました。

セミナーでは、はじめに名古屋北労働基準監督署 寺部署長が「労働トラブルは紛争の内容が大きくなる前に解決するというのが、企業にとっても労働者にとっても一番良いと考えています。企業のみなさまにはぜひ、早期解決に協力いただきたい」と挨拶を行いました。

続いて、下記の内容についてそれぞれ専門講師よりそれぞれ解説を行いました。

「1、労働トラブルの現状と相談に見られる特徴」

名北労働基準協会専務理事・事務局長 市之瀬高司特定社会保険労務士、

「2、労働相談で特に多い10の労働トラブル防止」

(1)メンタル不調者の職場復帰、(2)パワハラ被害者からの損害賠償請求

まつした社労士事務所所長 松下操特定社会保険労務士

(3)非正規労働者の待遇と職務、(4)育児休業者の欠員補てんと職場復帰

朋労務コンサルタントオフィス所長 藤原朋子社会保険労務士

(5)健康診断を受診しない労働者、(6)業務・通勤災害を報告しない労働者、(7)雇用保険の取得手続きが漏れた労働者

名北協会ホワイト企業推進本部長 石田和彦RSTトレーナー

(8)問題社員の解雇・雇止め、(9)賃金不払い残業の労働者からの支払い請求、(10)時間外・休日の削減

名北協会専務理事・事務局長 市之瀬高司特定社会保険労務士

「3、良好な労使関係による企業の繁栄」

名北協会専務理事・事務局長 市之瀬高司特定社会保険労務士

「高齢者就労支援月間」イベントのご案内

急速な高齢化の進展の下で、我が国経済の活力を維持していくためには高齢者の能力の有効な活用を図ることが重要な課題であり、深刻化する労働力不足に対応するためにも、就労意欲の高い高齢者が長年培った能力や経験を活かして働ける環境整備が求められています。

今回ご案内の「高齢者雇用推進セミナー」では「生涯現役社会に向け高齢者が生き生きと活躍する企業～高齢者のモチベーションを高める人事評価・賃金処遇～」と題し、「株式会社恵那川上屋」様及び「株式会社西島」様からの事例紹介をはじめ両社をパネラーとしたパネルディスカッション等が予定されています。

高齢者が能力や経験を活かして働ける環境の整備、70までの就業機会の確保（高齢者雇用安定法に基づく努力義務）に向けた取り組み方について一緒に考えてみませんか。

令和5年度 愛知「高齢者就労支援月間」イベント

参加無料 **定員300名**
(先着順)

高齢者雇用 推進セミナー

生涯現役社会に向け高齢者が
いきいきと活躍する企業
～高齢者のモチベーションを高める人事評価・賃金処遇～

深刻になる労働力不足、そして高齢者の就労意欲の高まりに対応するために、高齢者が能力・経験を活かして働ける環境の整備が一層求められます。70歳までの就業機会確保の努力義務化への取り組み方を企業の事例を参考に考えていきます。

開日・会場
2023年10月24日 火
会場：名古屋市公会堂4階ホール

開催時間（開場13:00）
13:30～16:00

スケジュール / 講演者紹介

1 ご挨拶
愛知労働局職業安定部長 出口 健将

2 事例発表①
「人材は「地域の自慢」～制度・環境・風土の構築による人材確保推進～」
株式会社恵那川上屋
経営本部 営業統括 兼 総務人事部長 清見 真一 様

3 事例発表②
「定年のない会社のモノづくり、ひとづくり
～一生元気、一生現役～」
西島株式会社
代表取締役社長 西島 豊 様

4 パネルディスカッション
70歳雇用推進プランナー 小山田政康、
恵那川上屋様、西島様

5 86歳超雇用推進助成金の概要
高齢・障害・求職者雇用支援機構



株式会社恵那川上屋
経営本部 営業統括 兼 総務人事部長
清見 真一 様

（株式会社恵那川上屋）
和京子専任監査役兼 岐阜県東海市
・2022年、「高齢者活躍企業コンテスト」
厚生労働大臣表彰最優秀賞 受賞



西島株式会社
代表取締役社長
西島 豊 様

<西島株式会社>
専用工作機械メーカー◎愛知県

- 2008年、「愛知ブランド企業」に認定される。
- 2021年、「日本でいちばん大切にしたい会社」
大賞で審査委員会特別賞を受賞。

Web申し込み用
QRコード



セミナーへのお申込は、愛知県のホームページをご参照ください。

https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=78665

秋の休暇を楽しんで
心に残る思い出を。

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方



10月は「年次有給休暇
取得促進期間」です。

年次有給休暇 を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト 🔍

年休取得促進
特設サイト ▶



Refresh! もっと自分らしい 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。
「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 年次有給休暇付与計画表による 個人別付与方式の導入例

例えば、毎週金曜日に
年次有給休暇の計画的付与を活用すると？
年次有給休暇を土日と組み合わせると、連続休暇になります。
また、□ 点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること(プラスワン休暇)も考えられます。



2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者 例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

| | | | |
|---------------|--------------|---------------|--------------|
| 5日 | 5日 | 15日 | 5日 |
| 事業主が計画的に付与できる | 労働者が自由に取得できる | 事業主が計画的に付与できる | 労働者が自由に取得できる |

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

| 方式 | 年次有給休暇の付与の方法 | 適した事業場、活用事例 |
|---------|-----------------|--------------------------------------|
| 一斉付与方式 | 全従業員に対して同一の日に付与 | 製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用 |
| 交替制付与方式 | 班・グループ別に交替で付与 | 流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用 |
| 個人別付与方式 | 個人別に付与 | 年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定 |

それぞれの方式に関する労使協定や就業規則などの例は『年次有給休暇取得促進特設サイト』をご確認ください ▶



年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要です。

労使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。
※分単位など時間未満の単位での取得は認められません。また、時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。